

あなたは対象者？
確認したら
申請にゃん！



プレミアム付商品券について

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために、住民税非課税の方と子育て世帯主の方へプレミアム付商品券を販売します。

商品券を購入できる方

①住民税非課税の方 **申請が必要です**

・2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方(基準日 平成31年1月1日)

※非課税の方でも、住民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護等を受給されている方は購入できません。

※購入対象となる可能性のある方には8月中旬に申請書を送付します。申請いただいた後、審査し、該当する方には9月以降、購入引換券を送付します。

②子育て世帯主の方 **申請は不要です**

・2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯主の方(該当する世帯主に、購入引換券を送付します。)

子の誕生日	基準日
2016年4月2日から2019年6月1日	2019年6月1日
2019年6月2日から2019年7月31日	2019年7月31日
2019年8月1日から2019年9月30日	2019年9月30日

※①と②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入できます。

商品券の購入方法

- ・購入引換券をご持参の上、商品券販売所で購入してください。
- ・販売所などの詳細については、購入引換券に同封するチラシなどをご確認ください。

購入限度額

- ・住民税非課税の方(上記①)
一人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
- ・子育て世帯主の方(上記②)
対象となるお子さん一人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

申請期間(住民税非課税の方のみ)

令和元年9月2日(月)から令和元年11月29日(金)

購入可能期間

令和元年9月2日(月)から令和2年2月28日(金)

使用可能期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)

本年中に別海町に転入した方または転出予定の方

- ・基準日以降に転入した方は、転入前の市町村から申請書もしくは購入引換券が送付されます。
- ・別海町のプレミアム付商品券を購入するためには、転入前の市町村の購入引換券と別海町の購入引換券を交換する必要がありますので、事前に福祉課へお問い合わせください。
- ・基準日以降に別海町から転出した方は、別海町の購入引換券を転出先の市町村の購入引換券に交換することが可能です。詳しくは転出先市町村にお問い合わせください。

配偶者からの暴力を理由に避難している方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、一定の要件を満たしている方は、手続きにより、ご本人に購入引換券を交付することができます。該当すると思われる場合は、下記担当へお早めにご相談ください。

商品券取扱店を募集しています

商品券の取り扱い(商品券による売買と換金手続き)ができる特定事業者を募集しています。

■登録資格 町内に店舗を有している事業者

■募集期間 8月23日(金)まで

■申込方法 所定の「別海町プレミアム付商品券取扱店(特定事業者)登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、別海町商工会会員は別海町商工会へ、会員以外の方は別海町役場商工観光課へ郵送または持参により提出願います。

※申し込みに当たっては、取扱要項をご確認の上、要項に規定する内容を遵守ください。

※取扱要項および申請書は役場総合案内、各支所、各連絡事務所で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

プレミアム付商品券の特殊詐欺や個人情報に関わる詐欺にご注意ください

プレミアム付商品券を販売するために町や内閣府などが手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません。ご自宅やお店などに町や内閣府の職員をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、迷わず町や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

問合せ

申請や購入引換券に関すること
商品券の販売や取扱店に関すること

福祉部福祉課 社会・障がい福祉担当(内線1310)
産業振興部商工観光課 商工・労働担当(内線1623)